

青森県報

第九百十九号

令和七年

五月二十八日

(水曜日)

目次

告
示

○難病の患者に対する医療等に関する法律による医師の指定

が生活習慣病・
対策課
：

○登録販売者試験の施行

(医療薬務課)
：

○指定障害福祉サービス事業者の障害福祉サービス事業の廃止の届出……………

福障
社が
課い
:
一

○証紙売りさばきの廃止

（會計管理課）
：一

公
告

○県営土地改良事業計画の決定

（農村整備課）
：一

○空港用プラウ付被牽引車スイーパ除雪車の交換に係る一般

競争入札

（会計管理課）
：三

○特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示……

(同) 五

出先機関

○土地改良区の役員の就任及び退任

三戸農林水産事務所
：五

○右
同

上北農林水產事務所
：六

○土地改良区の役員の就任

(同) 六

○土地改良区の定款変更の認可

(同) 七

生
日

示

青森県告示第三百二十六号

難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）第六条第一項の規定により、医師を次のとおり指定したので、難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平成二十六年厚生労働省令第百二十一号）第二十一条第一号の規定により公表する。

令和七年五月二十八日

青森県知事 宮下宗一郎

医難病指定	医難病指定	医難病指定	医難病指定	医難病指定	区指定医の分
岩崎 一洋	吉田 諭	吉田 龍太	磯崎 文哉	澤橋 里子	氏 名
八戸赤十字病院	はちのへ9ククリニツク	十和田市立中央病院	弘前大学医学部附属病院	十和田市立中央病院	主として指定難病の診断を行う医療機関
八戸市大字田面木戸中明戸二	八戸市南類家五丁目一の八	十和田市西十二番町一四の八	弘前市大字本町五三	十和田市西十二番町一四の八	名称所在地
泌尿器科	消化器外科、消化器内科（内視鏡）、外科、内科、肛門外科、血液透析内科	循環器内科	内分泌内科、糖尿病代謝内科	消化器内科	担当診療科名
七・四・四	七・四・一	七・三・六	七・三・五	令和七・二・一	指定期間 年月日

青森県告示第二百二十七号

令和七年登録販売者試験を次のとおり施行するので、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第二号）第百五十九条の四第二項の規定により公示する。

令和七年五月二十八日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

一 試験の期日及び場所

1 期日

令和七年八月二十七日（水）

2 場所

青森市宮田字高瀬二二の二

新青森県総合運動公園 マエダアリーナ

二 受験申請書受付期間

令和七年六月十八日（水）から同月二十四日（火）まで。ただし、郵送による場合は、書類が完備されているもの限り、同日までの消印のあるものは有効とする。

三 受験申請書提出先

〒〇三〇一八五七〇

青森市長島一丁目一の

青森県健康医療福祉部医療薬務課薬務指導グループ

四 その他

受験申請書用紙は、令和七年五月二十八日（水）から県内の各県型保健所及び青森県健康医療福祉部医療薬務課薬務指導グループで配布する。

試験について不明な点は、青森県健康医療福祉部医療薬務課薬務指導グループ（電話〇一七―七三四―九二八九）に問い合わせること。

青森県告示第三百二十八号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第二項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者から障害福祉サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により公示する。

令和七年五月二十八日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

指定障害福祉サービス事業者		障害福祉サービス事業所		廃止年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	
有限会社ひかり	八戸市大字鮫町 字西子沢一四の 一三	生活介護事業所 [Office Rasnisa]	上北郡おいらせ 町下明堂三の一	令和 七・五三

青森県告示第三百二十九号

次の青森県収入証紙の売りさばき人から令和七年五月十五日をもって青森県収入証紙の売りさばきを廃止した旨の届出があったので、青森県証紙条例（昭和三十九年四月青森県条例第十号）第六条第五項において準用する同条第二項の規定により告示する。

令和七年五月二十八日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

一 売りさばき人の住所及び氏名

五所川原市金木町菅原二五七の一

株式会社金木自動車学校

二 売りさばき場所

五所川原市金木町菅原二五七の一

公

告

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条第一項の規定により、砂山用水路地区の県営土地改良事業（水利施設整備事業（基幹水利施設保全型））計画を定めたので、同条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画については、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して

十五日以内に知事に対して審査請求をすることができる。

このほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して六月以内に、県を被告として（知事が被告の代表者となる。）、その取消しの訴えを提起することができる。ただし、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に審査請求を行った場合には、土地改良事業計画の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して六月以内に提起しなければならないこととされている。

令和七年五月二十八日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

縦覧の期間

令和七年五月二十九日から同年六月十七日まで

縦覧の場所

青森県庁農村整備課ウェブページ

空港用プラウ付被牽引車スノーバ除雪車の交換に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六の規定により公告する。

令和七年五月二十八日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 一般競争入札に付する事項

1 次に掲げる物品（以下「取得物品」という。）と県所有の物品との交換とする。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七 year 政令第三百七十二号）の適用を受ける。

空港用プラウ付被牽引式スノーバ除雪車（二十・〇メートル以下、三百五十キロワット級） 一台

2 取得物品に要求する性能等は、入札説明書による。

二 納入期限

令和九年一月十五日

三 納入場所

入札説明書による。

四 入札に参加する者に必要な資格

1 地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

2 令和五年六月十二日青森県告示第四百四号（物品等の競争入札参加資格）の

一、令和六年二月十三日青森県告示第八十六号（物品等の競争入札参加資格）の一又は令和七年二月十日青森県告示第六十号（物品等の競争入札参加資格）のいずれかの規定により入札の日までにAの等級に格付された者であること。

3 物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札参加資格者名簿登載業者に関する指名停止要領（平成十二年一月二十一日付け青管第九百十二号。以下「指名停止要領」という。）に基づく知事の指名停止の措置を、一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、受けていない者であること。

4 一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、指名停止要領別表第九号から第十六号までに掲げる措置要件に該当する事実（既に知事の指名停止の措置が行われたものを除く。）がない者であること。

5 取得物品又はこれと同等の類似品について相当数の納入実績があることを証明した者であること。

6 取得物品について迅速なアフターサービス及びメンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

五 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請の時期及び場所等

1 入札に参加しようとする者は、あらかじめ、四に定める資格を有することについて、次に従い、一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）により、審査を受けなければならない。

2 提出時期等

(一) 入札への参加を希望する者は、申請書に係る書類を添えて、令和七年六月十八日までに青森県出納局会計管理課長に提出しなければならない。また、申請書の内容について説明又は必要に応じて内容の変更等を求められた場合には、

県営砂山用水路地区土地改良事業計画書

水利施設整備事業(基幹水利施設保全型)

青 森 県

目

次

第 1 章	目 的	1
第 2 章	地 域 及 び 地 積	1
第 1 節	地 域	1
第 2 節	地 積	1
第 3 章	対 象 施 設 の 状 況	2
第 1 節	用 水 施 設	2
1	貯 水 池	2
2	頭 首 工	2
3	揚 水 機	2
4	用 水 路	2
5	その他かんがい施設	2
第 2 節	排 水 施 設	3
1	排 水 水 門	3
2	排 水 機	3
3	排 水 路	3
4	その他排水施設	3
第 3 節	そ の 他 の 施 設	3
第 4 章	施 設 整 備 計 画	4
第 1 節	要 旨	4
第 2 節	用 水 施 設	4
1	貯 水 池	4
2	頭 首 工	4
3	揚 水 機	4
4	幹 線 用 水 路	4
5	その他かんがい施設	4
第 3 節	排 水 施 設	5
1	排 水 水 門	5
2	排 水 機	5
3	排 水 路	5
4	その他排水施設	5
第 4 節	そ の 他 の 施 設	5

第 5 章	工事の着手及び完了の予定時期	6
第 6 章	環境との調和への配慮	6
第 7 章	事業費の総額及び内訳	6
第 8 章	効 用	6
第 9 章	関 連 す る 事 業	7
1	基 本 事 業	7
2	維 持 管 理 事 業	7
3	その他の関連事業	7
第 10 章	計 画 図 面	7
1	現 況 平 面 図	7
2	計 画 平 面 図	7
3	主 要 工 事 図 面	7

第 1 章 目 的

本地区は、青森県つがる市の北東部に位置し、一級河川岩木川水系岩木川の左岸に広がる水田地帯で、水稻を中心とした営農が展開されている。

砂山用水路は、県営西津軽地区かんがい排水事業（S44～S63）及び県営津軽北部地区かんがい排水事業（S60～H10）により造成された基幹水利施設で、供用開始から約30～40年が経過しており、摩耗の進行による粗骨材の露出や周辺の地盤沈下により、維持管理に多大な費用と労力を要しているほか、更なる老朽化の進行により、農業用水の安定的な供給に支障を来たすおそれがある。

このことから、本事業により農業生産活動の基盤となる農業水利施設の効率的な機能保全対策を行い、農業用水の安定供給を図ることにより、農業生産の維持及び農業経営の安定に資するものである。

第 2 章 地域及び地積

第 1 節 地 域

地 域
つがる市

第 2 節 地 積

（令和 6 年10月現在）

現況地目 市町村名	田 (ha)	畑 (ha)	原 野 (ha)	山 林 (ha)	その他 (ha)	計 (ha)	備 考
つがる市	316.5	—	—	—	—	316.5	土地改良区土地原簿
計	316.5	—	—	—	—	316.5	

第 3 章 対象施設の状況

第 1 節 用水施設

- 1 貯水池 該当なし
- 2 頭首工 該当なし
- 3 揚水機 該当なし
- 4 用水路

施設名	砂山用水路	受益面積	316.5 ha	造成工事費	541,966 千円	造成工期	S58～H7 年度
主 要 諸 元	鉄筋コンクリート水路（現場打ち） L=2,437.4m B1.3m～1.6m×H0.8m～1.55m						
施 設 管 理 状 況	西津軽土地改良区が管理しており、管理体制としては土地改良区職員が巡視及び年2回の草刈りを行っている。						
課 題	造成から約30～40年が経過し、摩耗の進行による粗骨材の露出や周辺地盤の沈下が進行し、西津軽土地改良区が応急処置を行っているが、維持管理に苦慮している状況である。						
機 能 診 断 の 評 価	○用水路 摩耗の進行による粗骨材の露出や周辺の地盤沈下が進行しており、更なる変状の進行により施設の構造性能等に影響を及ぼすことから、早急に対策する必要がある。 ○送水管 腐食により漏水が発生しているため、早急に対策する必要がある。 ○分水ゲート 腐食による劣化で操作不能に陥っているため、早急に対策する必要がある。						

- 5 その他かんがい施設 該当なし

第 2 節 排水施設

- | | |
|-----------|------|
| 1 排水水門 | 該当なし |
| 2 排水機 | 該当なし |
| 3 排水路 | 該当なし |
| 4 その他排水施設 | 該当なし |

第 3 節 その他の施設 該当なし

第 4 章 施設整備計画

第 1 節 要旨

砂山用水路は、造成から約30～40年が経過し、機能保全計画の対策時期を迎え、施設の機能低下が懸念されている。今後、施設に重大な損壊等が発生した場合、水利用計画に基づくかんがい用水を供給できないおそれがある。このため、本事業により改修することで、農業水利施設の効率的な機能保全対策を行い、施設の長寿命化を図るものである。

第 2 節 用水施設

- 1 貯水池 該当なし
- 2 頭首工 該当なし
- 3 揚水機 該当なし
- 4 幹線用水路

対 策 箇 所	機 能 保 全 対 策 工 事 の 内 容		対 策	備 考
	構造・規格	数 量		
鉄筋コンクリート水路 (現場打ち)	B1. 3m～1. 6m×H0. 8m～1. 55m	1, 439. 5 m	補 強	用水路工
送水管	鋼管 φ800	1 式	更 新	付帯工
分水ゲート	スライドゲート W0. 2m～1. 0m×H0. 2m～1. 3m	14 箇所	更 新	付帯工
水路基礎	空洞充填	1 式	補 修	付帯工

- 5 その他かんがい施設 該当なし

第 3 節 排水施設

1 排水水門 該当なし

2 排水機 該当なし

3 排水路 該当なし

4 その他排水施設 該当なし

第 4 節 その他の施設 該当なし

第 5 章 工事の着手及び完了の予定時期

着 手 令和 7 年度
完了予定 令和 12 年度

第 6 章 環境との調和への配慮

施工区域内に希少な動植物を発見した場合は、影響のない場所に移動又は移植し、保護に努める。

第 7 章 事業費の総額及び内訳

区 分	事 業 費 (千円)	備 考
工 事 費	537,000	令和 6 年度単価
事務的経費	26,850	
計	563,850	

第 8 章 効 用

区分 \ 項目	年総効果額（便益） (千円)	年増加農業所得額 (千円)	備 考
作物生産効果	260,993	260,993	食料の安定供給の確保に関する効果
営農経費節減効果	△ 32,190	—	食料の安定供給の確保に関する効果
維持管理費節減効果	△ 20,132	—	食料の安定供給の確保に関する効果
国産農作物安定供給効果	52,738	—	その他の効果
計	261,409	260,993	令和 6 年度単価

< 参 考 >

総 費 用 : 3,082,927 千円
総 便 益 額 : 5,459,500 千円
総費用総便益比: 1.77

第 9 章 関連する事業

1 基本事業

事業種別	地区名	受益面積			事業費	工期
		水田	畑	計		
県営かんがい排水事業	西津軽	8,463 ^{ha}	- ^{ha}	8,463 ^{ha}	12,852,780 ^{千円}	S44～S63 ^{年度}
【受益面積】 A= 112.1 ha 【事業費】 91,040 千円 【事業量】 砂山用水路 L=674.0m						

事業種別	地区名	受益面積			事業費	工期
		水田	畑	計		
県営かんがい排水事業	津軽北部	1,756 ^{ha}	- ^{ha}	1,756 ^{ha}	6,896,000 ^{千円}	S60～H10 ^{年度}
【受益面積】 A= 203.0 ha 【事業費】 450,926 千円 【事業量】 砂山用水路 L=1,766.0m						

2 維持管理事業 該当なし

3 その他の関連事業 該当なし

区分	事業名	事業主体	受益面積	事業内容
同種	国営津軽北部二期地区かんがい排水事業	国	6,212ha	頭首工1か所、揚水機3か所、用水路2条21.9km、排水水門1か所、排水機6か所、排水路6条14.6km、水管理施設1式

第 10 章 計画図面

1 現況平面図 別 添

2 計画平面図 別 添

3 主要工事図面 別 添

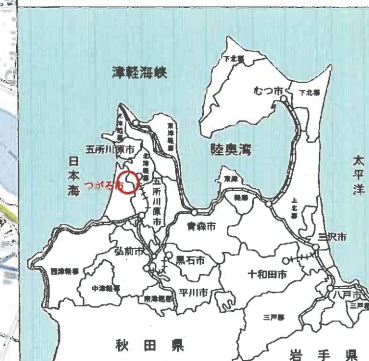
砂山用水路地区水利施設整備事業（基幹水利施設保全型）

現況平面図

縮尺 1/25,000

所在地 青森県つがる市牛潟町地内ほか

県内位置図



砂山用水路(津軽北部工区)
延長 L=1816.5m

津軽北部工区受益面積
A=207.4ha

地区全体受益面積
A=316.5ha

砂山用水路(西津軽工区)
延長 L=620.9m

西津軽工区受益面積
A=109.1ha

凡 例

名称	記号
受益範囲(西津軽工区)	
受益範囲(津軽北部工区)	
計画対象区間	

図面の名称

砂山用水路地区
水利施設整備事業（基幹水利施設保全型）
現況平面図

縮尺:1/25,000

図面番号

1

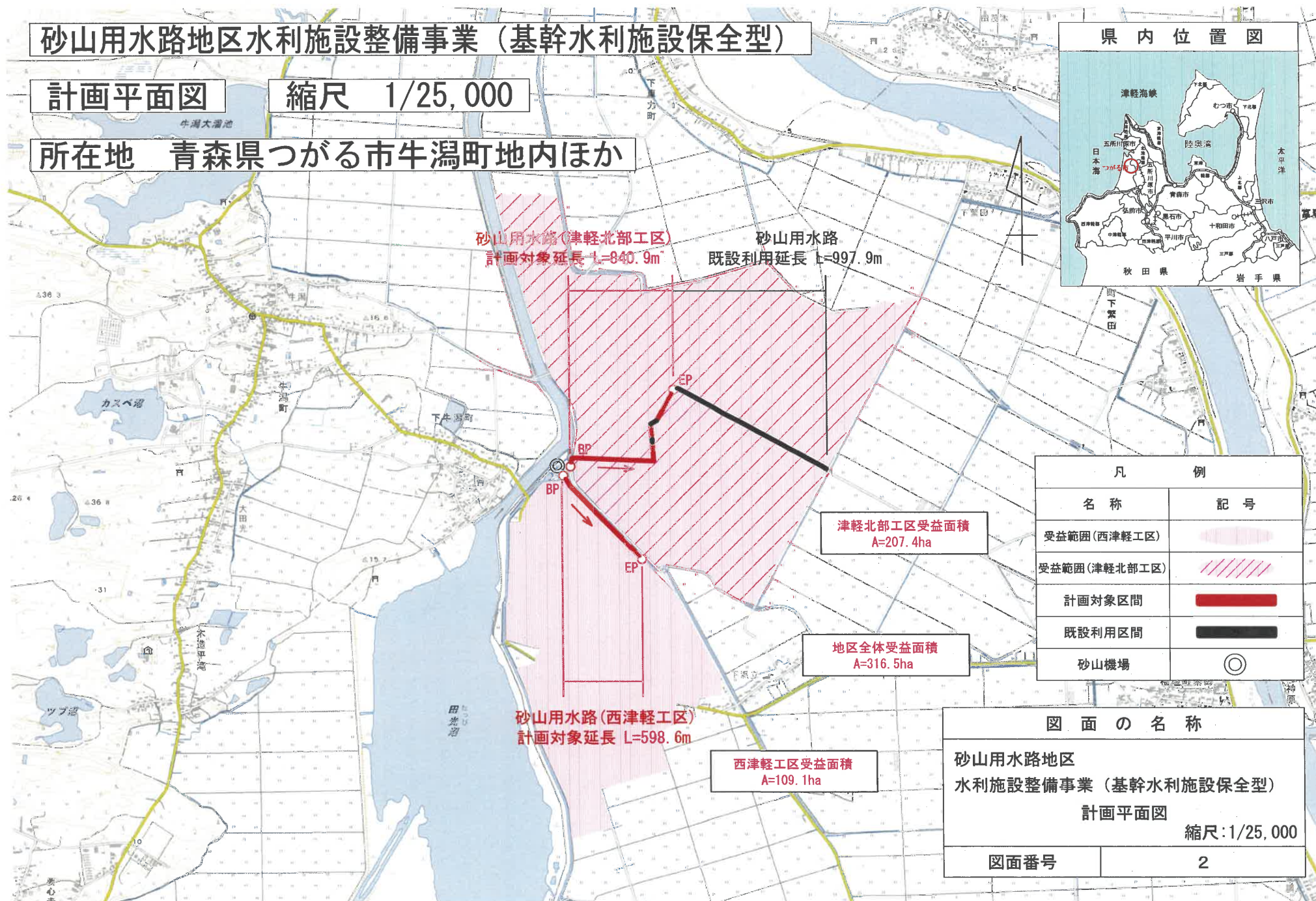
砂山用水路地区水利施設整備事業（基幹水利施設保全型）

計画平面図

縮尺 1/25,000

所在地 青森県つがる市牛潟町地内ほか

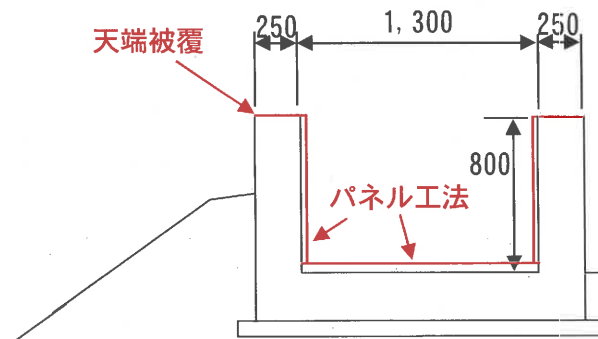
県内位置図



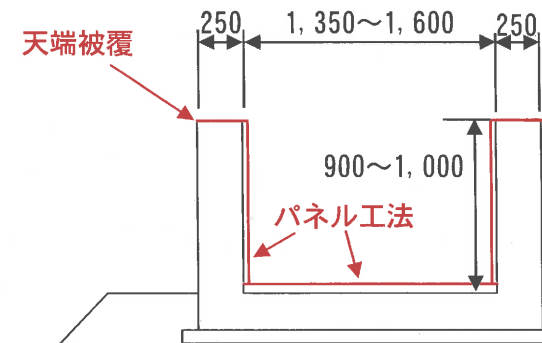
主要工事図面

用水路工

西津軽工区



津軽北部工区



図面の名称

砂山用水路地区
水利施設整備事業(基幹水利施設保全型)

主要工事図面

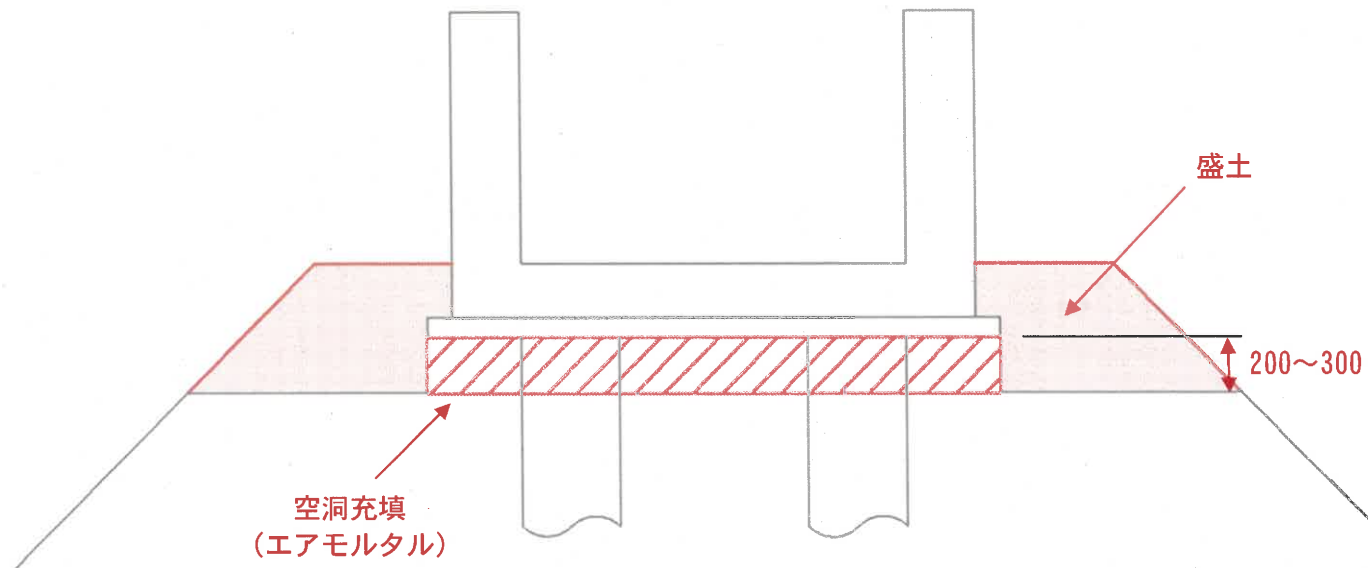
縮尺なし

図面番号

3-1

主要工事図面

水路基礎補修工



図面の名称

砂山用水路地区
水利施設整備事業(基幹水利施設保全型)

主要工事図面

縮尺なし

図面番号

3-2